

訪問看護ステーションから提供されるリハビリに関する訪問看護師の評価訪問の算定について(周知)

9月1日発行の北海道介護支援専門員協会通信〈NO.5〉でもお知らせをしていた、標記の事案に対する、総会出席会員からの照会と意見に関し、今般、厚生労働省が発した法令・通知等の解釈から下記のとおり本会の考え方を整理しましたのでお知らせします。

## 記

平成30年の報酬改定において訪問看護ステーションからのリハビリ専門職の訪問について、サービスの利用開始時や利用者の状態の変化等に合わせた定期的な看護職員による訪問により利用者の状態の適切な評価を行うことが算定要件に加えられました。

本件について、介護報酬改定 Q&A では、『定期的な看護職員による訪問』については、訪問看護指示書の有効期間が6月以内であることを踏まえ、少なくとも概ね3ヶ月に1回程度は当該事業所の看護職員による訪問により、利用者の状態の適切な評価を行うものとする。なお、当該事業所の看護職員による訪問については、必ずしもケアプランに位置づけ訪問看護費の算定までを求めるものではないが、訪問看護費を算定しない場合には、訪問日、訪問内容等を記録すること。』との記載があります。

また、診療報酬疑義解釈(H30.3.30)では『定期的な訪問とは、利用者の心身状態や家族等の環境の変化があった場合や主治医から交付される訪問看護指示書の内容に変更があった場合等に訪問することをいう。なお、当該訪問看護ステーションの看護職員による訪問については、利用者の状態の評価のみを行った場合においては、訪問看護療養費は算定できない』とされています。

Q&A等にもあるように、定期的な看護職員による訪問は必ずしも算定すべき事項ではなく、この訪問をケアプランに盛り込む(算定できるようにする)ことの可否は、個々のケースについて介護支援専門員が主治医の意見を踏まえ課題分析を行い、サービス担当者会議にて支援内容を利用者・家族・サービス事業所と前段の診療報酬疑義解釈の取扱いの確認を含め合意形成することで判断するものと考えます。

以上